

大阪湾海上交通センター利用の手引き

- I はじめに
- II 大阪湾海上交通センターの業務概要
- III 適用される主要航行ルール
- IV 通信
 - 1 通信チャンネル
 - 2 通信言語
- V 航海計画及び船位通報
 - 1 航路通報（前日正午まで）
 - 2 航路通報（3時間前まで）
 - 3 巨大船等に対する指示
 - 4 位置通報
 - 5 情報提供可能海域と船舶交通流の監視
- VI VHF無線電話による情報提供（情報、警告）、勧告及び指示
 - 1 通信符号
 - 2 情報提供可能海域における情報提供
 - 3 情報の聴取義務
 - 4 勧告
 - 5 指示
- VII その他の情報提供
 - 1 船舶自動識別装置
 - 2 ラジオ放送
 - 3 電話
 - 4 ファクシミリ
 - 5 インターネット・ホームページ

大阪湾海上交通センター利用の手引き

I はじめに

大阪湾海上交通センターは、明石海峡における船舶交通の安全性及び効率性を向上させることを任務とし、海上保安庁が設置し運用しています。本利用の手引きは、大阪湾海上交通センターが船舶に対して提供している業務を概説するとともに、明石海峡を航行する際の主要注意事項についてできる限りわかりやすく説明することにより、船舶の航行の安全に寄与することを目的としています。明石海峡を通航する船舶は、本利用の手引きを船橋に常備することにより参考資料として活用をお願いします。

なお、これら大阪湾海上交通センターの業務は、以下の法令等に基づき行っています。正確な法令適用関係については、これらの法令等を参照して下さい。

航路標識法

海上交通安全法

海上交通安全法施行令

海上交通安全法施行規則

「海上交通安全法第25条第2項の規定に基づく経路の指定に関する告示」（平成22年海上保安庁告示第92号）

「海上交通安全法施行規則第6条第4項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示」（平成22年海上保安庁告示第95号）

「巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示」（昭和48年海上保安庁告示第109号）

「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示」（昭和51年海上保安庁告示第29号）

「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示」（昭和51年海上保安庁告示第76号）

「港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示（平成22年海上保安庁告示第163号）」

「大阪湾海上交通センターが運用する江崎船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示」（平成22年海上保安庁告示第167号）

II 大阪湾海上交通センターの業務概要

大阪湾海上交通センター（以下「センター」という。）は、

- ① レーダー、テレビカメラ及び船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）からのデータ並びに船舶とのVHF無線電話による通信により船舶交通に関する情報を収集、把握、監視し、

- ② 船舶に対し安全のために必要な情報を提供し、
- ③ 危険防止等のため必要な場合には船舶に対し勧告を行うとともに、
- ④ 視界制限状態等海上交通安全法で定める場合には船舶に対し航路外での待機、航路入航予定時刻の変更等を指示することにより、明石海峡海域における船舶交通の安全増進を図っています。

また、VHF無線電話以外には、ラジオ放送、テレホンサービス、ファクシミリサービス及びインターネット・ホームページにより、明石海峡の航行援助情報を提供しています。

III 適用される主要航行ルール

明石海峡における航路の設定及び航行ルールについては、地域ルールとしての海上交通安全法及びこれに基づく政省令・告示が適用され、これらにより定められていない部分については基本航行ルールである海上衝突予防法が適用となります。明石海峡における航路の設定は、下図のとおりです。

明石海峡において適用となる海上交通安全法に基づく主要航行ルールの概要を以下に示します。

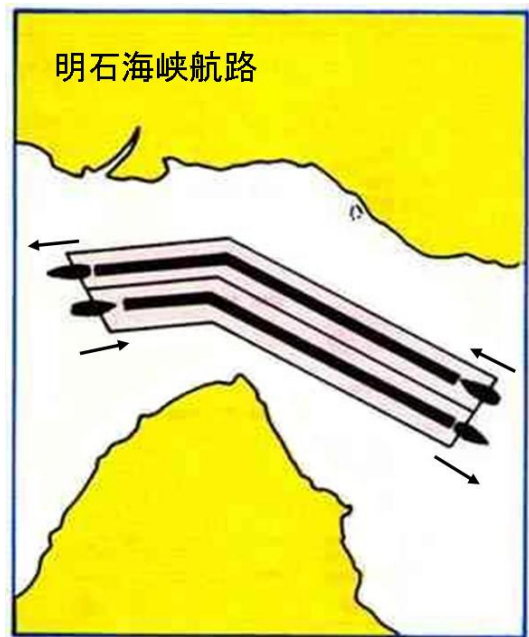
なお、以下のルールは主要なものの概要のみを掲げており、詳細は海上交通安全法及びこれに基づく政省令等を参照して下さい。

① 航路航行義務

長さ50m以上の船舶は、航路が設定されている海域を航行する場合には、それぞれの航路を、これに沿って航行しなければなりません。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

② 避航等

- i 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければなりません。この場合において、海上衝突予防法第9条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段及び第18条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用されません。



ii 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船（長さ200m以上の船舶をいう。）と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。

③ 明石海峡航路の基本的通航方法

航路の中央から右側を通航すること。

④ 明石海峡出入り口付近での航法

海上交通安全法の規定に基づき、明石海峡航路出入口付近海域においては、次のような経路を航行することが定められています。

i 明石海峡西口付近（別図1参照）

a 明石海峡航路を出て西航する総トン数5千トン以上の船舶は、A線の北側を航行すること。

b 西側から明石海峡航路に入航しようとする総トン数5千トン以上の船舶は、A線の南側を航行すること。

ii 明石海峡東口付近（別図2参照）

a 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。

b 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること。

⑤ AISによる目的地情報の送信

船舶（AISを搭載しているもの）は、明石海峡航路を航行している間、進路を他の船舶に知らせるため、仕向港を示す記号をAISの目的地に関する情報として送信していなければなりません。仕向地を示す記号等は、AISへの入力コード表を参照してください。

⑥ 信号による進路の表示

総トン数100トン以上の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出ようとするとき等において、昼間は国際信号旗を表示することにより、夜間は汽笛を吹鳴することにより、進路を他の船舶に知らせなければなりません。表示すべき国際信号旗等については、資料2を参照してください。

⑦ 巨大船等の灯火

巨大船及び危険物積載船は、航行し、停留し、又は錨泊しているときは、次の灯火又は標識を表示しなければなりません。

- i 巨大船の灯火等
 - a 夜間に表示する灯火
少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分180回以上200回以下の閃光を発する緑色の全周灯1個
 - b 昼間に表示する標識
直径が0.6m以上であり、高さが直径の2倍である黒色の円筒形の形象物2個で1.5m以上隔てて垂直線上に連携されたもの
- ii 危険物積載船の灯火等
 - a 夜間に表示する灯火
少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分120回以上140回以下の閃光を発する紅色の全周灯1個
 - b 昼間に表示する標識
縦に上から国際信号旗の第一代表旗及びB旗

IV 通信

1 通信チャンネル

センターとの通信を行う場合のチャンネルは次のとおりです。センターでは16ch及び13chを常時聴取しています。VHF無線電話を装備する船舶にあっては、センターの情報提供可能海域内航行中16ch及び13chの聴取をお願いします。

16ch：呼び出し及び応答

13ch：呼び出し及び通信

14ch及び22ch：通信

2 通信言語

日本語又は英語

V 航海計画及び船位通報

1 航路通報（前日正午まで）

① 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる船舶は、明石海峡航路を通航する前日正午までに、②に掲げる事項をセンターに通報しなければなりません。また、通報した事項に変更があった場合には航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

a 巨大船

b 巨大船以外であって長さ160m以上の船舶

c 総トン数2万5千トン以上の液化ガス積載船

d 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の

船尾から当該物件の先端までの距離が160m以上であるもの（以下「物件えい航船等」という。）

② 通報事項

- a 船名、総トン数、長さ
- b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻
- c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）
- d 海上保安庁との連絡手段（船舶局のない船舶に限る。）
- e 仕向港
- f 喫水（巨大船に限る。）
- g 積載している危険物（前記①cの船舶に限る。）
- h 引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要（前記①dの船舶に限る。）

③ 通報先・手段

i 通報先

大阪湾海上交通センター

ii 通報手段

- a 書面による場合
通報様式に記入し、海上保安庁の事務所に持参し、又はセンターまで直接郵送して下さい。
〒 656-1725 兵庫県淡路市野島江崎 9 1 4 - 2
- b 電話による場合
0799-82-3030
0799-82-3032
- c ファクシミリによる場合
通報様式に記入し、センターに伝送してください。
0799-82-3033
- d 無線通信による場合
海上保安庁の海岸局（「こうべほあん」）に対し連絡して下さい。
周波数：156.8MHz、2189.5kHz
- e Sea-NACCSによる場合
<http://www.naccs.jp>

2 航路通報（3時間前まで）

① 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる船舶は、明石海峡航路を通航する3時間前までに、②に掲げる事項をセンターに通報しなければなりません。また、通報した事項に変更があった場合には、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

危険物積載船（以下の船舶をいう。）であって前記 1 ①に掲げる船舶を除くもの。

- a 火薬類を一定数量以上積載する総トン数 300 トン以上の船舶
- b ばら積みの引火性高圧ガスを積載する総トン数 1000 トン以上の船舶
- c ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数 1000 トン以上の船舶
- d 200 トン以上の有機過酸化物を積載する総トン数 300 トン以上の船舶

② 通報事項

- a 船名、総トン数、長さ
- b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻
- c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）
- d 海上保安庁との連絡手段（船舶局のない船舶に限る。）
- e 仕向港
- f 積載している危険物

③ 通報先・手段

i 通報先

大阪湾海上交通センター

ii 通報手段

a 書面による場合

通報様式に記入し、海上保安庁の事務所に持参し、又はセンターまで直接郵送して下さい。

〒 656-1725 兵庫県淡路市野島江崎 9 1 4 - 2

b 電話による場合

0799-82-3030

0799-82-3032

c ファクシミリによる場合

通報様式に記入し、センターに伝送してください。

0799-82-3033

d 無線通信による場合

海上保安庁の海岸局（「こうべほあん」）に対し連絡して下さい。

周波数：156.8MHz、2189.5kHz

e Sea-NACCS による場合

<http://www.naccs.jp>

3 巨大船等に対する指示

① 巨大船等に対し指示する事項

海上交通安全法の規定に基づき、センターは、前記 1 及び 2 により航

路通報を行った船舶（以下「巨大船等」という。）の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、以下の事項について指示を行うことがあります。

- a 航路入航予定時刻の変更
- b 航路を航行する速力
- c 航路入航予定時刻の3時間前から航路出航までの間におけるVHF無線電話16c hの聴取によるセンターとの連絡保持
- d 巨大船にあつては、余裕水深の保持
- e 長さ250m以上の巨大船又危険物積載船である巨大船にあつては、進路を警戒する船舶の配備
- f 巨大船又は危険物積載船にあつては、航行を補助する船舶の配備
- g 危険物積載船であつて総トン数5万トン（液化ガス積載船にあつては2万5千トン）以上のものにあつては、消防設備を備えている船舶の配備
- h 長大物件えい航船等にあつては、側方を警戒する船舶の配備
- i その他巨大船等の運航に関し必要と認められる事項

② 指示の方法

無線通信、電話、ファクシミリ、sea-NACCS 又は書面の手交により行います。

③ 進路を警戒する船舶等の基準

前記① e、g 及び h の進路を警戒する船舶等の基準については、「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示」（昭和51年海上保安庁告示第29号）及び「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示」（昭和51年海上保安庁告示第76号）を参照してください。

4 位置通報

第五管区海上保安本部長による指導に基づき、次の船舶は、以下によりセンターあてに位置通報を行ってください。

- a 長さ50m以上の船舶（AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。）
- b 長さ100m以上の物件えい航船等（AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。）

① 通報時期

最初に位置通報ライン（別図3参照）を通過したとき

② 通報事項

- a 船名及び呼出符号
- b 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻

- c 行き先
- ③ 通報方法
 - i VHF無線電話
 - a 呼び出し名称：おおさかマーチス
 - b 呼び出しチャンネル：16ch又は13ch
 - ii 電話
0799-82-3032

5 情報提供可能海域と船舶交通流の監視

センターの情報提供可能海域は、**別図3**のとおりです。センターでは、当該海域内を航行する船舶をレーダー情報、AIS情報、位置通報情報、テレビカメラ等により把握し、監視します。

VI VHF無線電話による情報提供（情報、警告）、勧告及び指示

1 通信符号

センターがVHF無線電話により情報提供（情報、警告）、勧告及び指示を行う場合、できる限り通信の始め又は通信文中の該当する部分に、以下に掲げる通信符号（「情報」、「警告」、「勧告」、「指示」）を冠し、情報提供等の趣旨を明確にします。通信符号の使用は、国際海事機関が定める標準海事通信用語集の記述に則ったものであり、それぞれの意味等は以下のとおりです。

① 「情報」（「INFORMATION」）

センターがレーダー等により観測した事実、海域の状況等航行の参考となる情報を通知することを意味し、当該情報をどのように活用するかは、操船者の判断に委ねられる。

② 「警告」（「WARNING」）

船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象について通知することを意味し、操船者は当該危険事象に直ちに注意を払うべきであり、どのように対処するかは操船者の判断に委ねられる。

③ 「勧告」（「ADVICE」）

海上交通安全法の規定に基づき、航路等における交通安全方法を遵守するため又は船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を回避するために進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを通知することを意味し、操船者は当該勧告を慎重に考慮し操船を行うべきであり、どのように対処するかは最終判断は操船者に委ねられる。

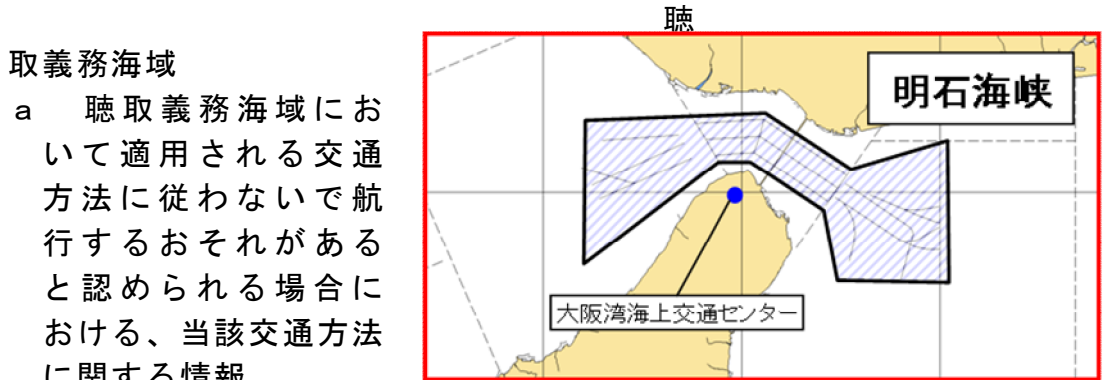
④ 「指示」（「INSTRUCTION」）

海上交通安全法の規定に基づき、船舶に対し行動を求めることを意味し、操船者は安全上の問題がない限り当該指示に従わなければならない。

2 情報提供可能海域における情報提供

センターは、情報提供可能海域内において次に掲げる情報を提供しません。

- ① 長さ50m以上の船舶であって情報の聴取義務海域（以下「聴取義務海域」という。）（下図）を航行するもの（以下「特定船舶」という。）に対する次の情報（通信符号「情報」又は警告）



a 聴取義務海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

b 船舶の沈没、航路標識の機能の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

c 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

d 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

e 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

f 上記のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

- ② 準特定船舶（特定船舶以外の船舶であって、AISを備えた船舶をいう。）に対する①に準ずる情報（通信符号「情報」又は「警告」）

- ③ 必要と認める特定船舶又は準特定船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）

- ④ 必要と認める特定船舶及び準特定船舶以外の船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）

3 情報の聴取義務

海上交通安全法の規定に基づき、特定船舶（VHF無線電話を搭載していない船舶を除く。）は聴取義務海域を航行している間、聴取が困難な場合を除き、センターがVHF無線電話により提供する情報を聴取しなければなりません。

4 勧告（通信符号「勧告」）

① 勧告の発出

センターは、海上交通安全法の規定に基づき、聴取義務海域を航行している特定船舶が、各航路において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれ、その他当該特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。

なお、勧告はVHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。

② 勧告を受けた船舶の対応

勧告を受けた船舶は、当該勧告の内容を十分考慮し、自船の周囲の状況を確実に把握し、他の危険な状況がないかどうかを判断した上で、交通方法の遵守又は危険回避のためにとるべき措置を決定してください。

③ 勧告に基づき講じた措置についての報告聴取

センターは、必要があると認めるときは、勧告を受けた船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることがあります。

5 指示（通信符号「指示」）

① 巨大船等に対する指示

センターは、情報提供可能海域内において、前記V3に述べた指示をVHF無線電話により行います。

② 航路外での待機の指示

i 視界低下時における指示

センターは、海上交通安全法の規定に基づき、明石海峡航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため、以下に定める場合毎に定める船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示することがあります。

なお、指示は、VHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。

a 視程が1000mを超え2000m以下の場合

巨大船、危険物積載船であって総トン数5万トン（液化ガス積載船にあっては2万5千トン）以上のもの及び長大物件えい航船等

b 視程が1000m以下の場合

長さ160m以上の船舶、危険物積載船及び物件えい航船等

ii 指示を受けた船舶の対応

当該指示を受けた船舶は指示の終了の連絡があるまで当該指示に従い航路外で待機して下さい。

Ⅶ その他の情報提供

1 船舶自動識別装置

センターでは、AISの通信機能を活用しAISサービスエリア内を航行する船舶に対し、明石海峡における安全航行に必要な情報（海難の情報、航行制限の情報、通航船舶の動静、気象状況、航路標識の異常、操業漁船の状況等）を随時提供します。

また、AISサービスエリア内において、浅瀬に向かって航行している場合等、船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を認知した場合に、当該危険事象に関する情報を随時提供します。

2 ラジオ放送

以下のスケジュール及び周波数にて、大型船等の航路入航予定・気象・海象・潮流等の情報について放送を行います。

なお、船舶の衝突事故等緊急に通報する事項等が発生した場合は随時臨時放送を行います。

① 日本語放送

i 時間

毎時15分及び45分から各15分間

ii 周波数

1651kHz

② 英語放送

i 時間

毎時00分及び30分から各15分間

ii 周波数

2019kHz

3 電話

以下の情報をテレホンサービスにて常時提供します。

気象情報：0799-82-3040

当日の航路入航予定船情報等：0799-82-3044

翌日の航路入航予定船情報：0799-82-3043

4 ファクシミリ

ラジオ放送と同じ情報をファクシミリにより常時入手することもできます。

FAX電話番号：0799-82-3046

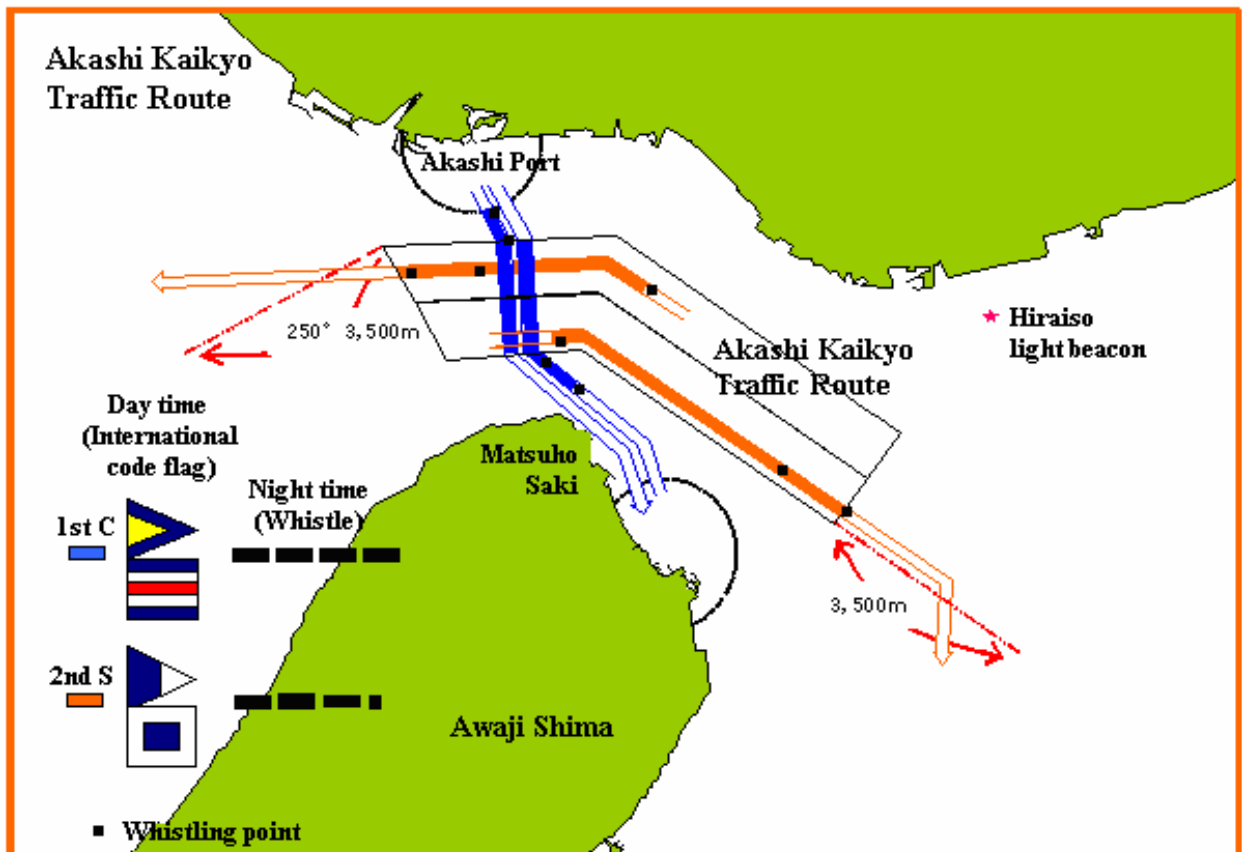
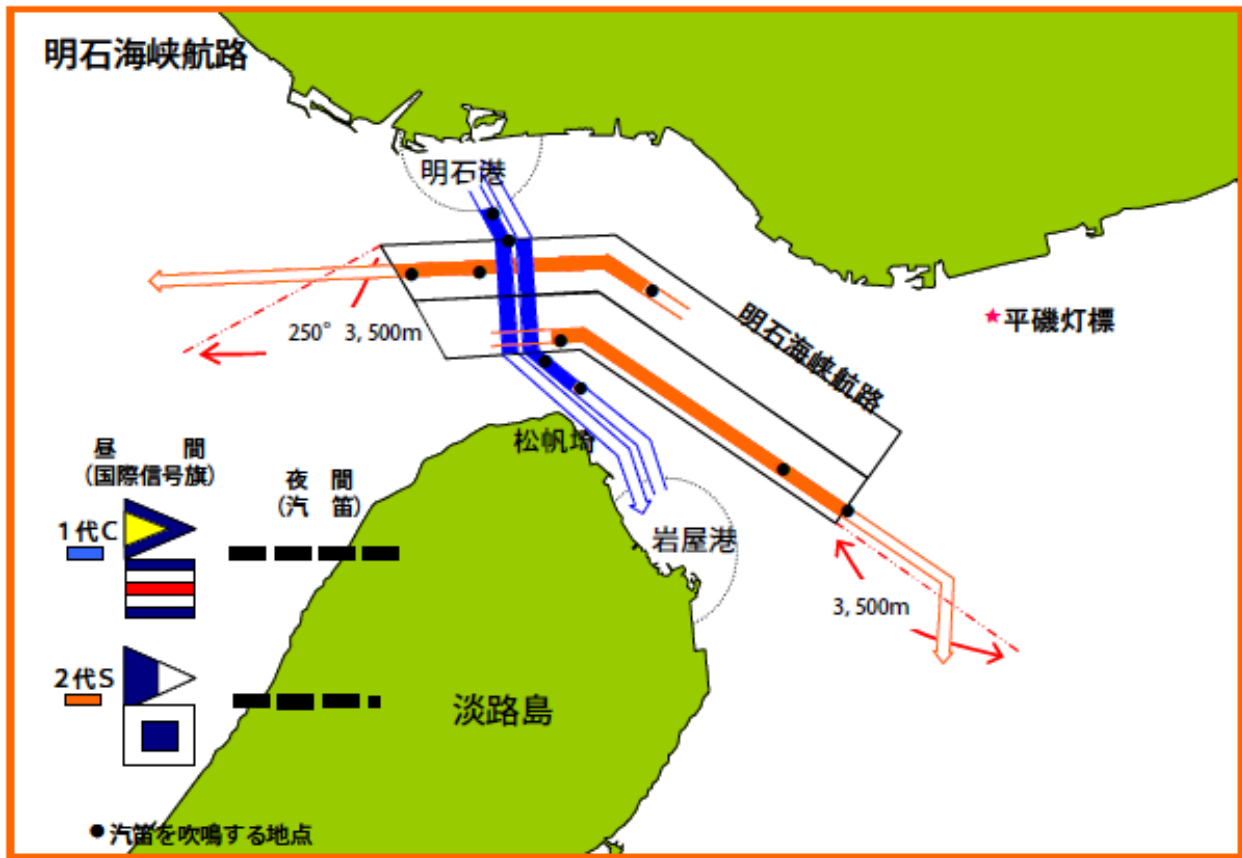
5 インターネット・ホームページ

インターネットホームページにて各種情報を閲覧することができます。

URL : パソコン <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>

信号による進路の表示

資料2-1



海上交通安全法

(行先の表示)

第七条

船舶(汽笛を備えていない船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。)は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号により行先を表示しなければならない。

海上交通安全法施行規則

(行先の表示)

第六条

法第七条の規定による行先の表示は、汽笛を備えていない船舶及び総トン数百トン未満の船舶以外の船舶で別表第二の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄に規定する信号の方法によりしなければならない。

別表第二 (第六条関係)

船舶	信号の方法	
	昼間	夜間
一 浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路から中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の東側の側方の境界線を横切つて木更津港の区域に入ろうとする船舶	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時(同航路内において同燈台に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から中ノ瀬航路外に出た時までの間第一代表旗の下に縦に上からN旗及びS旗を表示すること。	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時、中ノ瀬航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時、同航路に入るため針路を転じようとする時、同航路の南側の出入口の境界線を横切る時並びに同航路内において、木更津港の区域に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同港の区域に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
二 浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路から中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の北側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路の東側の側方の境界線の北端から同境界線の北方への延長線上三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時(同航路内において同燈台に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から中ノ瀬航路外に出た時までの間第二代表旗の下に縦に上からN旗及びS旗を表示すること。	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時、中ノ瀬航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らし、かつ、同航路の南側の出入口の境界線を横切る時、同航路の北側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音一回を鳴らすこと。
三 浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路から中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の北側の出入口の境界線を横切つて航行し、同境界線の西端から三百四十度三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時(同航路内において同燈台に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から中ノ瀬航路外に出た時までの間第二代表旗の下に縦に上からN旗及びP旗を表示すること。	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時、中ノ瀬航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らし、かつ、同航路の南側の出入口の境界線を横切る時、同航路の北側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音二回を鳴らすこと。
四 浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路から中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の北側の出入口の境界線を横切つて航行しようとする船舶(前二号に掲げる船舶を除く。)	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時(同航路内において同燈台に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から中ノ瀬航路外に出た時までの間第二代表旗の下にN旗を表示すること。	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時、中ノ瀬航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
五 浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路の西側の側方の境界線を横切つて、横須賀港の区域(観音埼燈台から九十度及び二百七十度に引いた線以北の区域に限る。以下同じ。)に入ろうとする船舶	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時(同航路内において同燈台に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路外に出た時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	浦賀水道航路内において、観音埼燈台に並航した時、横須賀港の区域に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同港の区域に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。

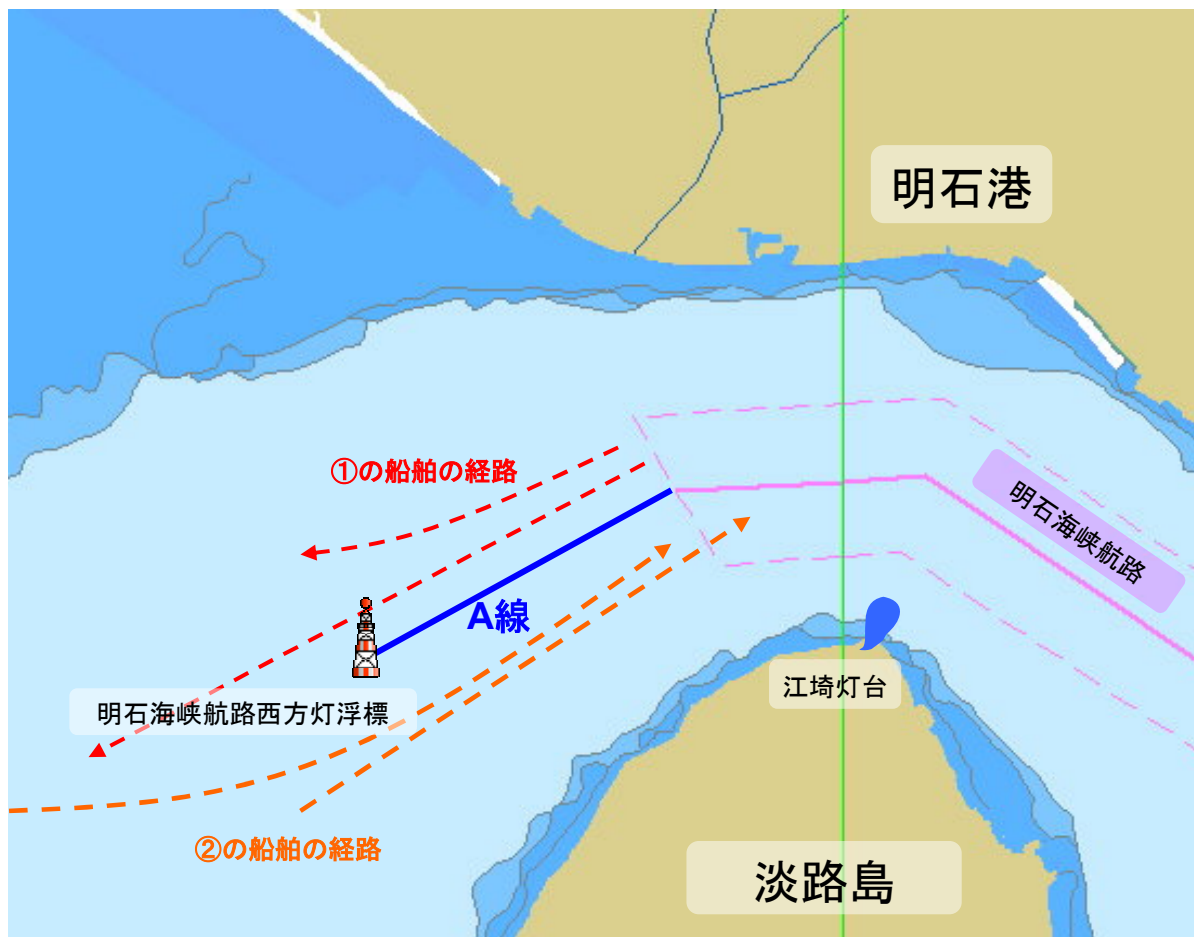
船舶	信号の方法	
	昼間	夜間
六 横須賀港の区域外に出、浦賀水道航路を横断して中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の東側の側方の境界線を横切つて木更津港の区域に入ろうとする船舶	横須賀港の区域外に出た時から中ノ瀬航路外に出た時までの間第一代表旗の下に縦に上からN旗及びS旗を表示すること。	横須賀港の境界線を横切る時及び浦賀水道航路の西側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らし、かつ、中ノ瀬航路の南側の出入口の境界線を横切る時並びに同航路内において、木更津港の区域に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同港の区域に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
七 横須賀港の区域外に出、浦賀水道航路を横断して中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の北側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路の東側の側方の境界線の北端から同境界線の北方への延長線上三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	横須賀港の区域外に出た時から中ノ瀬航路外に出た時までの間第二代表旗の下に縦に上からN旗及びS旗を表示すること。	横須賀港の境界線を横切る時及び浦賀水道航路の西側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らし、かつ、中ノ瀬航路の南側の出入口の境界線を横切る時、同航路の北側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音一回を鳴らすこと。
八 横須賀港の区域外に出、浦賀水道航路を横断して中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の北側の出入口の境界線を横切つて航行し、同境界線の西端から三百四十度三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	横須賀港の区域外に出た時から中ノ瀬航路外に出た時までの間第二代表旗の下に縦に上からN旗及びP旗を表示すること。	横須賀港の境界線を横切る時及び浦賀水道航路の西側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らし、かつ、中ノ瀬航路の南側の出入口の境界線を横切る時、同航路の北側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音二回を鳴らすこと。
九 横須賀港の区域外に出、浦賀水道航路を横断して中ノ瀬航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路の北側の出入口の境界線を横切つて航行しようとする船舶（前二号に掲げる船舶を除く。）	横須賀港の区域外に出た時から中ノ瀬航路外に出た時までの間第二代表旗の下にN旗を表示すること。	横須賀港の境界線を横切る時及び浦賀水道航路の西側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
十 浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路の北側の出入口の境界線を横切つて航行し、同境界線の西端から零度に京浜港の境界線まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時（同航路内において同燈台に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時）から同航路外に出た時までの間第二代表旗の下にP旗を表示すること。	浦賀水道航路内において観音埼燈台に並航した時、同航路の北側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音二回を鳴らすこと。
十一 伊良湖水道航路をこれに沿って北西の方向に航行し、同航路の北西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路の北東側の側方の境界線の北端から同境界線の北西の方向への延長線上三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	伊良湖水道航路に入った時から同航路外に出た時までの間第二代表旗の下にS旗を表示すること。	伊良湖水道航路の南東側の出入口の境界線を横切る時、同航路の北西側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音一回を鳴らすこと。
十二 伊良湖水道航路をこれに沿って南東の方向に航行し、同航路の南東側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路の南西側の側方の境界線の南端から同境界線の南東の方向への延長線上三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	伊良湖水道航路に入った時から同航路外に出た時までの間第二代表旗の下にS旗を表示すること。	伊良湖水道航路の北西側の出入口の境界線を横切る時、同航路の南東側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音一回を鳴らすこと。
十三 伊良湖水道航路をこれに沿って南東の方向に航行し、同航路の南東側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路の北東側の側方の境界線の南端から同境界線の南東の方向への延長線上三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	伊良湖水道航路に入った時から同航路外に出た時までの間第二代表旗の下にP旗を表示すること。	伊良湖水道航路の北西側の出入口の境界線を横切る時、同航路の南東側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音二回を鳴らすこと。

船舶	信号の方法	
	昼間	夜間
十四 明石海峡航路をこれに沿って東の方向に航行し、同航路の東側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路の南側の側方の境界線の東端から同境界線の東方への延長線上三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	明石海峡航路内において淡路島松帆崎に並航した時(同航路内において同地点に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路外に出た時までの間第二代表旗の下にS旗を表示すること。	明石海峡航路内において淡路島松帆崎に並航した時、同航路の東側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音一回を鳴らすこと
十五 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同境界線の北端から二百五十度三千五百メートルの地点まで引いた線を横切つて航行しようとする船舶	明石海峡航路内において淡路島松帆崎に並航した時(同航路内において同地点に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路外に出た時までの間第二代表旗の下にS旗を表示すること。	明石海峡航路内において淡路島松帆崎に並航した時、同航路の西側の出入口の境界線から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音一回を鳴らすこと
十六 明石港の区域外に出、明石海峡航路を横断し、岩屋港の区域に入ろうとする船舶	明石港の区域外に出た時から明石海峡航路外に出た時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	明石港の境界線を横切る時及び明石海峡航路の北側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと
十七 岩屋港の区域外に出、明石海峡航路を横断し、明石港の区域に入ろうとする船舶	淡路島松帆崎に並航した時から明石海峡航路外に出た時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	淡路島松帆崎に並航した時及び明石海峡航路の南側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
十八 備讃瀬戸東航路をこれに沿って西の方向に航行し、高松港の区域に入ろうとする船舶	備讃瀬戸東航路に入った時から同航路外に出た時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	備讃瀬戸東航路の東側の出入口の境界線を横切る時並びに同航路内において、高松港の区域に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同港の区域に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
十九 高松港の区域外に出、備讃瀬戸東航路に入り、同航路をこれに沿って西の方向に航行しようとする船舶	男木島南端から小槌島島頂まで引いた線を横切る時から備讃瀬戸東航路の中央線を横切る時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	男木島南端から小槌島島頂まで引いた線を横切る時及び備讃瀬戸東航路の南側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
二十 備讃瀬戸東航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとする船舶	備讃瀬戸東航路内において男木島燈台(北緯三十四度二十六分一秒東経百三十四度三分三十九秒)に並航した時(同航路内において同燈台に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路の北側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にS旗を表示すること。	備讃瀬戸東航路内において男木島燈台に並航した時、宇高東航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
二十一 備讃瀬戸東航路をこれに沿って東の方向に航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとする船舶	備讃瀬戸東航路内において宇高西航路の東側の側方の境界線を横切る時(備讃瀬戸東航路内において同境界線を横切ることのない船舶にあつては、同航路に入った時)から備讃瀬戸東航路の北側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	備讃瀬戸東航路内において宇高西航路の東側の側方の境界線を横切る時、宇高東航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
二十二 宇高西航路をこれに沿って航行し、同航路から東の方向に備讃瀬戸東航路に入ろうとする船舶	宇高西航路に入った時から同航路の東側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	宇高西航路の北側の出入口の境界線を横切る時、備讃瀬戸東航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
二十三 宇高西航路をこれに沿って航行し、同航路から西の方向に備讃瀬戸東航路に入ろうとする船舶	宇高西航路に入った時から同航路の西側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にS旗を表示すること。	宇高西航路の北側の出入口の境界線を横切る時及び備讃瀬戸東航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
二十四 備讃瀬戸東航路をこれに沿って東の方向に航行し、同航路から南の方向に宇高西航路に入ろうとする船舶	備讃瀬戸東航路内において乃生岬に並航した時(同航路内において同地点に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路の南側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にS旗を表示すること。	備讃瀬戸東航路内において乃生岬に並航した時、宇高西航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。

船舶	信号の方法	
	昼間	夜間
二十五 備讃瀬戸東航路をこれに沿って西の方向に航行し、坂出港の区域(瀬居島北東端から二百三十度引いた線以東の区域に限る。以下同じ)に入ろうとする船舶	備讃瀬戸東航路内において大槌島島頂に並航した時(同航路内において同島島頂に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路外に出た時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	備讃瀬戸東航路内において、大槌島島頂に並航した時、坂出港の区域に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同港の区域に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
二十六 坂出港の区域外に出、備讃瀬戸東航路に入り、同航路をこれに沿って西の方向に航行しようとする船舶	乃生岬に並航した時から備讃瀬戸東航路の中央線を横切る時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	乃生岬に並航した時及び備讃瀬戸東航路の南側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
二十七 備讃瀬戸東航路をこれに沿って西の方向に航行し、バンノ州泊地(番の州北部埋立地北端から百十五度に瀬居島まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域並びに同地点から二百九十三度三十分三百二十五メートルの地点を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域をいう。以下同じ。)に入ろうとする船舶	備讃瀬戸東航路内において乃生岬に並航した時(同航路内において同地点に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路外に出た時までの間第二代表旗の下にP旗を表示すること。	備讃瀬戸東航路内において、乃生岬に並航した時、バンノ州泊地に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同泊地に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて長音三回に引き続いて短音二回を鳴らすこと。
二十八 坂出港の区域外に出、小瀬居島と瀬居島の間の海域を経由して備讃瀬戸北航路に入ろうとし、又はバンノ州泊地の区域外に出、備讃瀬戸北航路に入ろうとする船舶(次号に掲げる船舶を除く。)	小瀬居島州鼻から番の州北部埋立地北端まで引いた線(以下「A線」という。)を横切る時(A線を横切ることのない船舶にあつては、バンノ州泊地の区域外に出た時。以下同じ。)から備讃瀬戸北航路の南側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	A線を横切る時及び備讃瀬戸南航路の南側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
二十九 坂出港の区域外に出、小瀬居島と瀬居島の間の海域を経由して備讃瀬戸北航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路から北の方向に水島航路に入ろうとし、又はバンノ州泊地の区域外に出、備讃瀬戸北航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路から北の方向に水島航路に入ろうとする船舶	A線を横切る時から備讃瀬戸北航路の北側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下に縦に上からC旗及びS旗を表示すること。	A線を横切る時及び備讃瀬戸南航路の南側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らし、かつ、水島航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
三十 備讃瀬戸南航路をこれに沿って航行し、坂出港の区域又はバンノ州泊地に入ろうとする船舶	備讃瀬戸南航路内において上真島に並航した時(同航路内において同島に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路外に出た時までの間第一代表旗の下にS旗を表示すること。	備讃瀬戸南航路内において、上真島に並航した時、坂出港の区域又はバンノ州泊地に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同泊地に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
三十一 備讃瀬戸東航路から備讃瀬戸北航路に入り、同航路をこれに沿って航行し、同航路から北の方向に水島航路に入ろうとする船舶	備讃瀬戸北航路に入った時から同航路の北側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にS旗を表示すること。	備讃瀬戸北航路の東側の出入口の境界線を横切る時、水島航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
三十二 水島航路をこれに沿って南の方向に航行し、同航路から西の方向に備讃瀬戸北航路に入ろうとする船舶	水島航路内において六口島東端に並航した時(同航路内において同地点に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路の西側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にS旗を表示すること。	水島航路内において六口島東端に並航した時、備讃瀬戸北航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音一回及び長音一回を鳴らすこと。
三十三 備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行し、同航路から南の方向に水島航路に入ろうとする船舶	備讃瀬戸北航路に入った時から同航路の南側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	備讃瀬戸北航路の東側の出入口の境界線を横切る時、水島航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
三十四 備讃瀬戸南航路をこれに沿って航行し、同航路から水島航路に入ろうとする船舶	備讃瀬戸南航路内において下真島に並航した時(同航路内において同島に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路の北側の側方の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	備讃瀬戸南航路内において下真島に並航した時、水島航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。

船舶	信号の方法	
	昼間	夜間
三十五 水島航路をこれに沿って航行し、同航路から東の方向に備讃瀬戸南航路に入ろうとする船舶	水島航路内において向笠島東端に並航した時(同航路内において同地点に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路の南側の出入口の境界線を横切る時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	水島航路内において向笠島東端に並航した時、備讃瀬戸南航路に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同航路に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
三十六 水島航路をこれに沿って北の方向に航行し、上濃地島と六口島の間の海域を航行しようとする船舶	水島航路内において長島東端に並航した時(同航路内において同地点に並航することのない船舶にあつては、同航路に入った時)から同航路外に出た時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	水島航路内において、長島東端に並航した時、上濃地島と六口島の間の海域に入るため針路を転じることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同海域に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
三十七 水島航路をこれに沿って南の方向に航行し、西ノ崎と櫃石島の間の海域を航行しようとする船舶	水島航路に入った時から同航路外に出た時までの間第一代表旗の下にP旗を表示すること。	水島航路の北側の出入口の境界線を横切る時及び同航路内において西ノ崎と櫃石島の間の海域に入るため針路を転じようとする時に汽笛を用いて順次に長音二回、短音二回及び長音一回を鳴らすこと。
三十八 西ノ崎と櫃石島の間の海域を航行し、水島航路を横断し、上濃地島と六口島の間の海域を航行しようとする船舶	西ノ崎に並航した時から水島航路外に出た時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	西ノ崎に並航した時及び水島航路の東側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
三十九 上濃地島と六口島の間の海域を航行し、水島航路を横断し、西ノ崎と櫃石島の間の海域を航行しようとする船舶	上濃地島に並航した時から水島航路外に出た時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	上濃地島に並航した時及び水島航路の西側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
四十 中水道を経由して来島海峡航路をこれに沿って航行し、同航路外に出、今治方面に向けて航行しようとする船舶	中渡島に並航した時から来島海峡航路外に出た時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	中渡島に並航した時及び竜神島燈台から来島白石燈標まで引いた線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
四十一 今治方面から来島海峡航路に向けて航行し、同航路に入り、中水道を経由して同航路をこれに沿って航行しようとする船舶	今治港防波堤燈台(北緯三十四度四分二十五秒東経百三十三度二十二秒)に並航した時から中渡島に並航した時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	来島海峡航路の南側の側方の境界線を横切ることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
四十二 来島海峡東水道を航行し、来島海峡航路を横断し、今治方面に向けて航行しようとする船舶	中渡島に並航した時から来島海峡航路外に出た時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	中渡島に並航した時及び来島海峡航路の北側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
四十三 今治方面から来島海峡航路に向けて航行し、同航路を横断し、来島海峡東水道を航行しようとする船舶	今治港防波堤燈台に並航した時から来島海峡航路外に出た時までの間第一代表旗の下にC旗を表示すること。	来島海峡航路の南側の側方の境界線を横切ることを予定している地点から半海里以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音四回を鳴らすこと。
備考		
1 この表において第一代表旗、第二代表旗、S旗、P旗及びC旗は、国際信号旗とする。		
2 この表において港の区域とは、港則法に基づく港の区域とする。		
3 この表において港の境界線とは、港則法に基づく港の区域の境界線とする。		

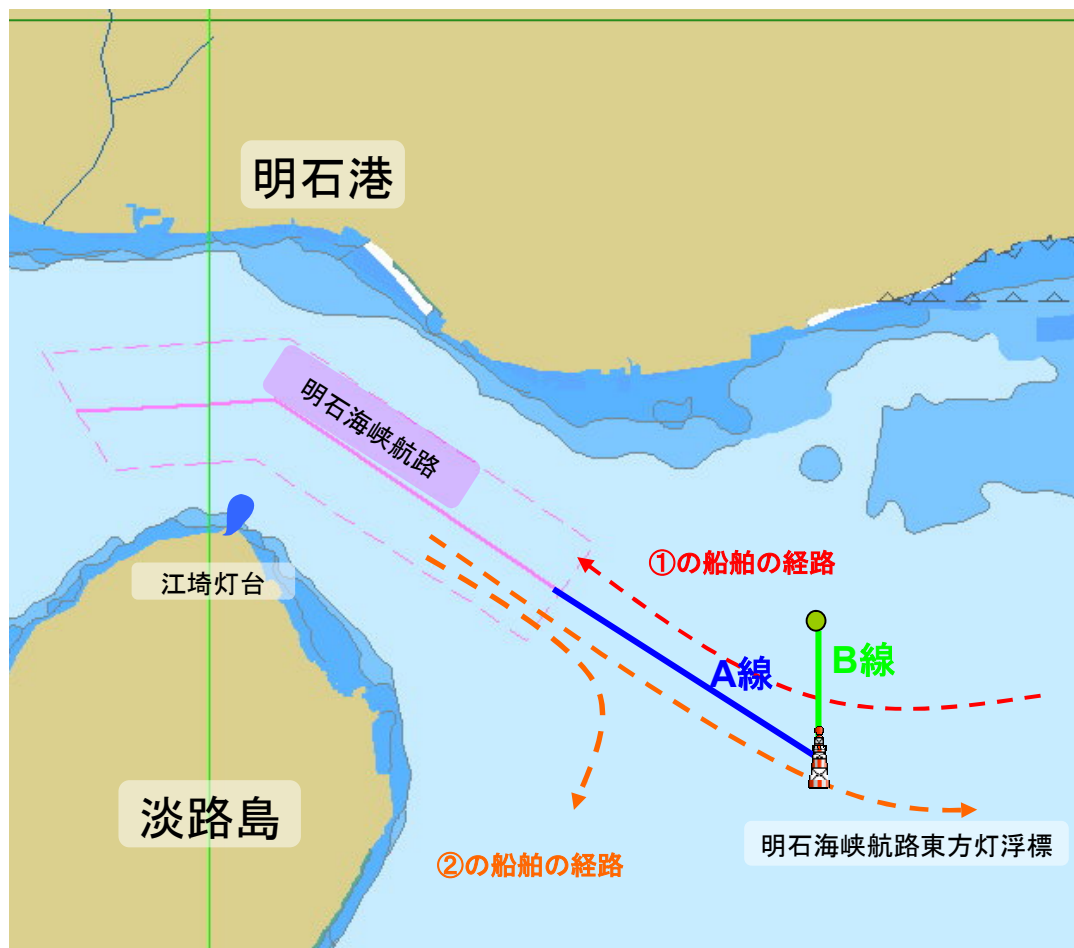
明石海峡航路西側出入口付近海域における経路



【経路の概要】

- ① 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行した総トン数5,000トン以上の船舶は、A線の北側の海域を航行すること
- ② 明石海峡航路をこれに沿って東の方向へ航行する総トン数5,000トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること

明石海峡航路東側出入口付近海域における経路



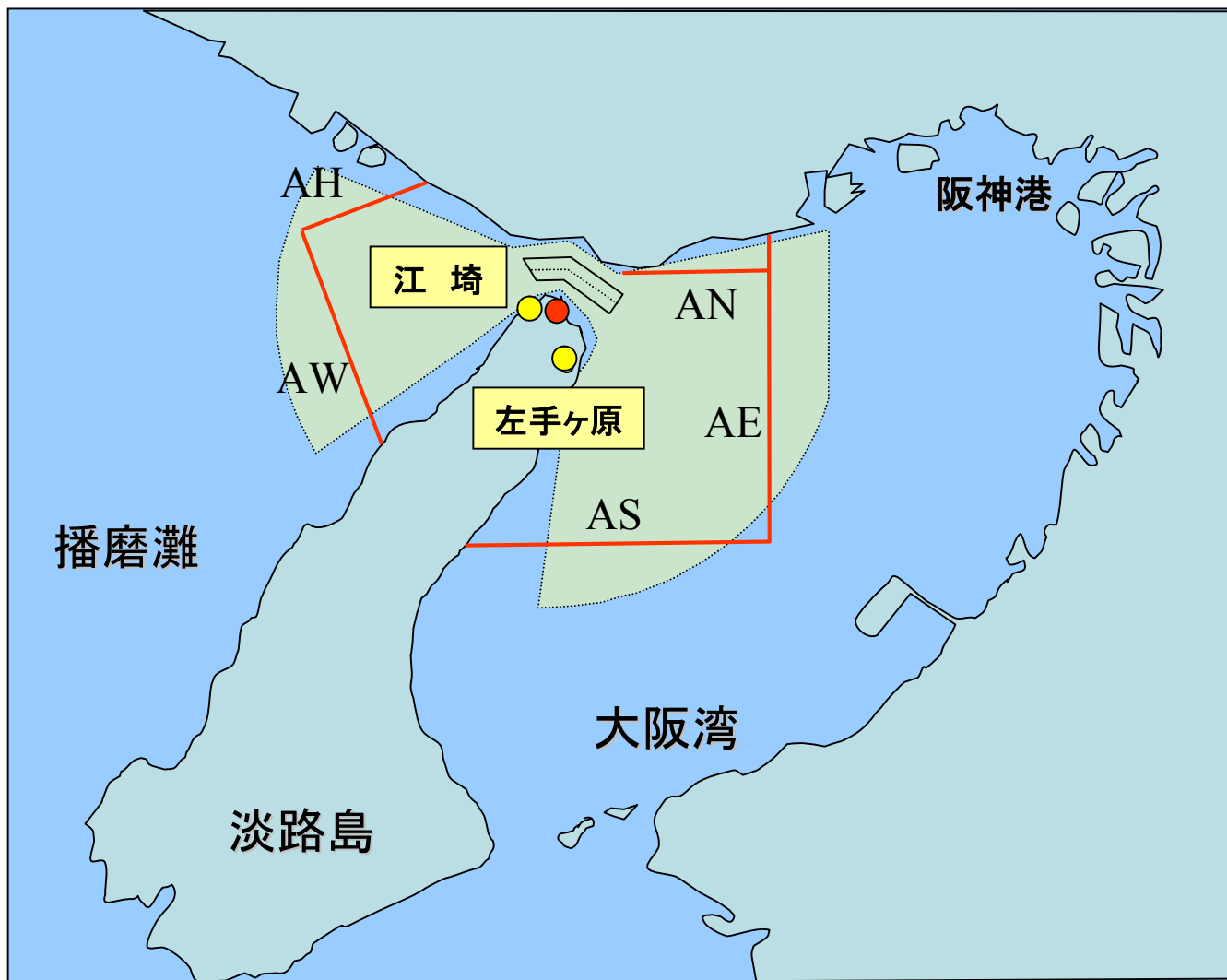
B線＝明石海峡航路東方灯浮標から北に200メートルの地点から2300メートルの地点まで引いた線

【経路の概要】

- ① 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行する長さ50メートル以上の船舶は、
 - ・A線の北側の海域を航行すること
 - ・B線を横切って航行すること

- ② 明石海峡航路をこれに沿って東の方向に航行した長さ50メートル以上の船舶は、
 - ・A線の南側の海域を航行すること
 - ・明石海峡航路東方灯浮標の設置されている地点からから200メートル以上離れた海域を航行すること

位置通報ライン及び情報提供可能海域



凡例

- : 位置通報ライン
- 記号 : 通報ラインの名称
- : センター位置
- : レーダー位置